

令和 3 年 9 月 28 日

各県内大学設置者 様

兵庫県企画県民部管理局大学室長

緊急事態宣言の解除に伴う対応について

平素は、新型コロナウイルス感染症対策に特別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

兵庫県への緊急事態宣言が9月30日をもって解除されることに伴い、本日開催された「兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」で、県内大学にお願いしている要請内容のうち、「部活動・サークル活動」の内容を一部緩和することが決定しました。（※詳細は、別紙「大学・専門学校等における感染防止対策の取組」を参照願います。）

なお、本県の新規感染者数や病床使用率は、依然として「まん延防止等重点措置」並のステージⅢの状況にあり、感染再拡大への十分な警戒が必要です。緊急事態宣言解除後も、気を緩めることなく、引き続き感染対策の徹底をお願いします。

【お問い合わせ先】

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県企画県民部管理局大学室

T E L 078(341)7711 (内線 2532)

F A X 078(362)3963

(下線部：変更箇所)

1 授業形態

対面授業の実施の際には、感染防止対策の徹底を要請しているが、ワクチン接種の進捗状況等を踏まえつつ、引き続き感染防止の徹底を図るため、オンライン授業を積極的に活用

(対面授業の実施の際の感染予防対策の強化)

- キャンパス・校舎内や通学时等のマスク着用の徹底、時差通学の推進、ワクチン接種の推進

これまでの取扱い：県外活動及び県内で宿泊を伴う活動は原則不可（中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会等を除く）

2 部活動・サークル活動

活動する場合は、以下の点に留意すること

- ・ 合宿等、宿泊を伴う活動を実施する場合には、感染防止対策が確認される施設を利用するとともに、飲食時の感染防止の徹底を図る
- ・ 練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる
- ・ 更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用する
- ・ 近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける

3 外出・飲食

学生・教職員に対する以下の点の徹底

- ・ 感染拡大地域との往来の自粛
- ・ 要件を満たしていない飲食店、路上や公園等での飲酒をしない
- ・ 宅飲みを含め、集まったの飲食を避ける
- ・ 感染防止対策を講じていない施設の利用の自粛
- ・ 会話の際は、マスクにより飛沫を防止
- ・ 学生食堂等では、マスクを外しての会話を控え、食事後は速やかに退出
- ・ 学生食堂等の学内の飲食施設では、座席配置の工夫、アクリル板の設置等による感染防止対策を徹底

4 学生への呼びかけ

教育活動の場（授業の開始・終了時、学生一人ひとりへのメール送付等）において、知事メッセージ等を配付・送信すること等により、感染防止対策の徹底を学生に強く呼びかける

5 ワクチン接種の推進

早期の対面授業の全面実施の実現に向け、教職員・学生等のワクチン接種率の向上を推進する